

令和 8 年度入札・契約制度改革の概要について

公平公正な入札・契約制度のより一層の推進を図る観点から、令和 8 年度の入札・契約制度を以下のとおり見直すこととしましたので、その概要について報告します。

1. 最低基準価格等の事後公表の試行実施

予定価格 1 億円未満の工事については、現在、最低基準価格及び低入札価格調査基準価格を事前公表としているが、価格競争及び入札参加者の積算能力向上の促進、談合等の不正行為防止のため、一部の工事の入札において最低基準価格及び低入札価格調査基準価格を事後公表（入札結果と併せて公表）とする。

(1) 対象

予定価格 6 , 0 0 0 万円以上 1 億円未満の工事

(2) 上記の金額とする理由

6 , 0 0 0 万円以上の工事については、入札参加資格に特定建設業許可を求めており、監理技術者となれる 1 級の国家資格者を有している。また、これまで最低制限価格を事後公表としている国や京都府等の入札に参加している業者も多く、積算能力を十分に有していると考えられるため。

(3) その他

・最低制限価格の設定については現行通り（ランダム係数を用いた算出方法）

2. 予定価格等の事後公表を試行する対象工事の見直し

工事における予定価格等の事後公表については、令和元年 1 0 月から予定価格 1 億円以上の一般土木工事及び建築工事、令和 3 年 1 0 月からは予定価格 1 億円以上の全ての工種において試行実施をしている。

予定価格等の事後公表の入札については、試行から 6 年以上経過し、事業者の負担軽減の観点及び市民生活への影響の観点から、事後公表の取扱いについて見直しを行う。

(1) 対象工事の見直し

現在、全ての予定価格 1 億円以上の工事事後公表としているが、事後公表とする工事を予定価格 1 億円以上の工事のうち一部の工事とする。

(2) 予定価格を事後公表とする対象工事の選定

年度の工事発注予定案件から、以下の内容を検討し選定する。

- 工事の技術的難易度
- 過去の工事の入札執行状況
- 工事規模と市民生活への影響

(3) その他

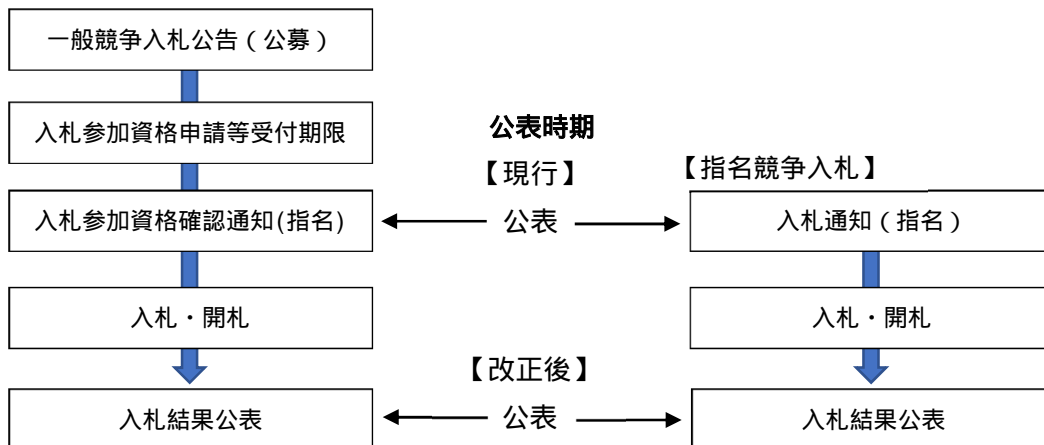
最低制限価格の設定

予定価格を事後公表としない予定価格 1 億円以上の工事の最低制限価格については、予定価格 1 億円未満の工事と同様に最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

3 . 指名業者の事後公表の拡大

現在行っている入札・見積（特命随意契約を除く）のうち、予定価格 1 億円以上の工事を除く全ての入札・見積において、指名業者（入札・見積参加者）を事前公表としているが、談合等の不正行為防止の観点や、1 者入札の場合において入札金額が高止まりすることなどから、全ての入札・見積において指名業者を事後公表とする。

【一般競争入札・(簡易)公募型指名競争入札】



4. 少額随意契約の基準額の引き上げ

令和7年4月1日に地方自治法施行令が改正され、第167条の2第1項第1号（少額随意契約）に定める随意契約によることができる予定価格の基準額が引き上げられたことに伴い、令和8年4月1日から宇治市においても随意契約によることができる上限額を引き上げる。

契約の種類	現行	改正後
一 工事又は製造の請負	130万円	200万円
二 財産の買入れ	80万円	150万円
三 物件の借入れ	40万円	80万円
四 財産の売払い	30万円	50万円
五 物件の貸付け	30万円	30万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円	100万円

基準額の改正に伴い見直すもの

- ・入札時に内訳書の提出を要する工事の予定価格（130万円以上 200万円以上）
- ・前払金をすることができる工事の予定価格（130万円以上 200万円以上）

5. 建設工事の入札における違算等の取扱い

建設工事の積算において、違算等は本来はあってはならないものであり、入札中止による事業の遅れや再積算に伴う事業者への負担増加などにより市民生活に多大な影響を与えている。

違算等で予定価格（設計額）に変更が生じる場合、現在は全て入札を中止とし、再発注にあたっては入札公告等を行っているが、違算等により予定価格（設計額）に変更が生じる場合であっても、市民生活への影響を最小限にし、事業者の負担軽減等を図るため、以下のとおり変更する。

- (1) 応札前の段階で違算等が判明し違算の程度が軽微な場合は、予定価格を変更し入札を続行できることとする。ただし、軽微な違算等であっても、積算内容の変更により、以下に該当する場合は入札を中止する。

入札参加資格要件に変更が生じる場合

入札参加者に変更が生じる可能性がある場合

既に入札書が提出されている場合

その他、公平・公正な入札が確保できない可能性がある場合

続行の可否については、違算の内容や入札参加者等への影響など個別事案ごとに判断する。

(2) 応札後の段階で違算等が判明した場合は入札を中止し、違算等の程度が軽微な場合は、指名競争入札へ移行できることとする。

6 . 適用時期

令和 8 年度入札・契約制度の見直しによる適用時期は令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う案件から適用とする。